

令和2年8月19日
住宅局住宅政策課

「住宅市場動向調査」にご協力をお願いします！

国土交通省では、9月1日より、「令和2年度住宅市場動向調査」を実施します。ご自宅に調査票が郵送されてきた場合や調査員がお伺いした際には、調査にご協力をお願いします。なお、お預かりした調査票は適切に管理し、本調査の目的以外に利用することはありません。

●住宅市場動向調査とは？

住み替え・建て替え前後の住宅やその住宅に居住する世帯の状況、住宅取得に係る資金調達の状況等を把握し、今後の住宅政策の企画立案の基礎資料とすることを目的に、平成13年度より、毎年実施しています。

<参考> 令和元年度調査結果 https://www.mlit.go.jp/report/press/house02_hh_000152.html

●調査対象や調査方法は？

住宅の種類ごとに調査対象を抽出し、対象となった方のご自宅へ郵送又は訪問（留め置き調査※）により調査を行っています。ご不明な点やご不安なことがありましたら、下記問い合わせ先までご連絡下さい。

住宅の種類	調査対象	対象地域	調査方法
注文住宅	平成31年4月から令和2年3月の間に自分自身が居住する目的で建築した住宅に入居済みの人	全国	建築物動態統計調査のうち「補正調査」の対象から抽出した世帯主への郵送による調査
既存(中古)住宅	平成31年4月から令和2年3月の間に、新築後に他の世帯が居住していた住宅を購入し入居済みか手続きが済み次第入居予定の人	全国	首都圏、中京圏、近畿圏については、調査地点を抽出し、調査員が該当する住宅を探し出し、訪問留め置き調査(※)により実施 その他の地域については、登記情報から抽出した世帯への郵送による調査
分譲住宅	平成31年4月から令和2年3月の間に新築の建て売り住宅又は分譲を目的として建築された住宅を購入し、入居済みの人	首都圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県) 中京圏(岐阜県、愛知県、三重県) 近畿圏(京都府、大阪府、兵庫県)	調査地点を抽出し、調査員が該当する住宅を探し出し、訪問留め置き調査(※)により実施
民間賃貸住宅	平成31年4月から令和2年3月の間に個人や民間企業が賃貸する目的で建築した住宅(社宅などの給与住宅等を除く)に入居した人	首都圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県) 中京圏(岐阜県、愛知県、三重県) 近畿圏(京都府、大阪府、兵庫県)	調査地点を抽出し、調査員が該当する住宅を探し出し、訪問留め置き調査(※)により実施
リフォーム住宅	平成31年4月から令和2年3月の間に増築、改築、模様替えなどの工事を実施した住宅に住んでいる人	首都圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県) 中京圏(岐阜県、愛知県、三重県) 近畿圏(京都府、大阪府、兵庫県)	調査地点を抽出し、調査員が該当する住宅を探し出し、訪問留め置き調査(※)により実施

※ 調査員が対象となる人を訪問して対面で調査票の記入を依頼し、後日再訪問して記入済み調査票を回収する調査方法

<調査委託業者>

「令和2年度住宅市場動向調査」事務局（担当 (株)サーベイリサーチセンター）

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-13-5 KDX日本橋313ビル6F

TEL 0120-380-271（平日 9:00~17:00）

（問い合わせ先）

国土交通省 住宅局 住宅政策課 橋本・石塚（内線39-217, 234）

TEL 03-5253-8111（代表） 03-5253-8504（直通） FAX 03-5253-1627